

「独立行政法人国立病院機構物品調達業務民間競争入札実施要項」
(案) に対する意見募集の結果について

「独立行政法人国立病院機構物品調達業務民間競争入札実施要項」
(案) について、平成22年8月4日から平成22年8月18日まで
ホームページを通じて意見募集を行ったところ、3通のご意見をいた
だきました。

お寄せいただいたご意見の概要及びご意見に対する国立病院機構の
考え方は、次のとおりです。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し
上げます。

1. ご意見の受理状況

○インターネットによるもの	3通
○FAXによるもの	0通
○郵便等によるもの	0通

合計	3通
----	----

2. ご意見の内容及びご意見に対する国立病院機構の考え方

○別紙のとおり

問い合わせ先
国立病院機構本部
企画経営部指導課調達契約係
TEL 03-5712-5068

「独立行政法人国立病院機構（物品調達業務）民間競争入札実施要項案」に対する意見募集結果

【意見の内容及びご意見に対する考え方】

事 項	意見	ご意見に対する考え方
品目リスト	①「品目リストⅠ」及び「品目リストⅢ」の商品については、同等品及びプライベートブランド商品の選定可能を希望致します。 ②「品目リストⅠ」及び「品目リストⅢ」に掲載の商品について、参考にされた商品名及び品番も掲載を希望致します。	品目リストに一般的な名称で記載しているものについては、規格を満たす市販のカタログに掲載されている商品であればプライベート商品も含め結構です。また、商品名を指定しているものについては、特定の商品の補充品など代替性のない商品を除き同等品の掲載も可能とするよう品目リストを変更いたします。
	③必須品目に関して、品目リスト内には、それぞれ「単位」と「予定数量」が記載されておりますが、ご提案の際にはより安価なご提案を図るために、記載の単位と異なる業務用パックでのご提案品目が多くなることが予想されます。品目リスト記載の「単位」と異なる提案に関し余地がございましたら、その旨記載をお願いしたく存じます。 ④選定商品の入数が違う場合、規格の入数に合わせた商品単価にて応札は可能でしょうか。	カタログ掲載に際して、異なる品目単位がある場合には、単価が入札金額以下の場合に限りカタログ掲載を可能とするよう、実施要項を変更いたします。 なお、応札は記載している品目単位での入札となります。 (例) 品目リスト コピー用紙 1箱 事業者価格 1箱 1,000円 → 応札価格 10箱 9,000円 100箱 80,000円
	⑤品目リストすべてのエクセルファイル等、編集可能なデータでの提供をお願いします。	入札公告時に配付します。
	⑥全てのリスト内商品にて、重複商品がございます。集計及び数量の合算をお願い致します。 ⑦「品目リストⅡ」に掲載の664番(7-67)のように、商品名の最後に「RE」と表記のある商品について、規格を純正品に変更いただけます様、お願い致します。	重複商品等でご意見を頂いた点については、品目リストを修正します。
契約単位	⑧要項（案）5ページ「（5）商品代金の請求及び支払」につきまして、「イ 契約の形態は、単価契約とし、契約の締結は各病院毎に締結するものとする。」とございますが、弊社当該部門では原則1企業・団体様につき1契約にて運用をしております各病院様毎のご契約が困難です。ご契約を機構本部様で取り纏めていただくことは可能かどうか、ご教示いただきたく存じます。	各病院はそれぞれ区分経理をすることになっており、支出を伴う契約については各病院毎に契約していただくこととなります。ただし、受託事業者の便宜上の観点から契約書の取り纏めについては本部で実施することとし、実施要項を変更します。

カ
タ
ロ
グ
掲
載
可

事項	意見	ご意見に対する考え方
購入方法	<p>⑨要項(案)9ページ「(2)落札者の決定 イ」につきまして、上位3者の落札を実行した場合、どのような形式で3者の併売を実施するのかをご教示いただきたく存じます。 (仮に、単品ごとに事業者が異なる運用をした場合には、それぞれの現場病院様をご購入商品ごとに3つの購買チャネルのどれを利用すべきか把握することが難しくなり、ご不便が増すことが想定されます。商品カテゴリーごとの併売、各病院様のエリアごとの併売または上位2社での取り回しなど、より具体的な記述を所望いたします。)</p>	<p>本事業は3者と全ての品目について契約し、各病院においては、品目毎に3者のカタログから価格と質を評価した上で、品目毎に商品を選択することとしているため、商品カテゴリ毎や病院エリア毎の受託事業者の特定は想定しておりません。</p>
納品日	<p>⑩「要項(案)3ページ③商品の受注・配送等 イ 発注方法」につきまして、お届け日のご指定は可能であるものの、お時間の指定が困難なため、「納品は原則、病院が指定する翌々日以降の日又は翌々日(当該日が土・日曜日又は祝日の場合には翌平日)迄とする。」とご変更いただきたく存じます。 また、納品ができない場合のご連絡については、交通事情等の理由以外の可能性もございますため、「病院が指定する翌々日以降の日又は翌々日までに納品できない場合は、翌日までに納品予定日を各病院に連絡し了承を得ること。」とご変更いただきたく存じます。</p>	<p>病院職員の勤務時間に合わせて午前8時30分から午後5時15分迄の間に納品して頂く必要があります。 また、病院が指定した日又は翌々日までの納品を原則としており、受託事業者に責めによらないような交通事情、災害時、メーカーからの供給が不可能な場合など、受託事業者の責によらないような場合において、発注日の翌日までに病院の了承が得られれば、納品期日の変更は可能としております。</p> <p>※「納品は原則、病院が指定する翌々日以降の日又は翌々日(当該日が土・日曜日又は祝日の場合には翌平日)迄の午前8時30分～午後5時15分迄の時間帯とする。 なお、交通事情等により病院が指定する翌々日以降の日又は翌々日までに納品できない場合は、翌日までに納品日を各病院に連絡し了承を得ること。」</p>
検収方法	<p>⑪「要項(案)4ページニ 検収方法」につきまして、「受託事業者は、納品する商品に納品書を添付し、発注した商品について各病院の検収を受けること。」とございますが、具体的な検収の方法および検収とお支払いの関係性につきご教示いただきたく存じます。 (弊社をご利用いただく場合、当月度の出荷をベースにご請求書を発行させていただく形式をとっており、検収済みをベースにしたご請求は困難であるため。)</p> <p>⑫要項(案)4ページニ 検収方法 納品時に配送業者立会いで検収は不可となります。商品に同梱の「納品案内書」にてご確認をいただき、検収機能を用いて、発注画面より検収をお願い致します。</p> <p>⑬要項(案)5ページ (5)商品代金の請求及び支払「ハ 商品代金の支払」について お支払いについては、指定口座へのお振込でよろしかったですでしょうか。 また納品のあった月の翌々月末までのお支払いというのは、下記通りでよろしかったですでしょうか。 例 8月末締め分 → 9月20日までにご請求書到着 → 10月末お支払い</p>	<p>商品の納品があった場合は、納品日に検収することとなりますので、各病院で実施可能な検収方法を提案してください。なお、配送業者立会いで検収を必須としているものではありません。また、支払については、納品を検収した商品について支払うこととなります。</p> <p>(支払までの流れ) 納品(受託事業者) → 納品日に検収(病院) → 月締めで翌月10日までに報告書(受託事業者) → 報告書の確認(病院) → 翌月20日までに請求書(受託事業者) → 翌々月末日までに支払(病院)</p> <p>支払については、各病院から受託事業者の指定口座への振り込みとなります。</p>

事 項	意見	ご意見に対する考え方
	<p>⑭要項(案)5ページ (5)商品代金の請求及び支払「口 商品代金の請求」について 月締めの請求書をお届けの際に、未検収分と返品商品が締め日の日付を超えた場合、どのようなご請求をさせていただくことになるのでしょうか。</p>	<p>商品代金の支払いは、検収日(納品日)の翌々月の支払となります。</p>
返送料	<p>⑮要項(案)2ページから3ページ 商品価格、カタログ等の変更について弊社に責がない場合のご返品に関する送料はご利用のお客様負担となっており、弊社よりお客様へご請求することはございません。</p>	<p>本事業は、配送を含めた物品調達の契約としていることから、受託事業者に責がない場合の返送についても受託事業者が実施する仕組みとしており、このため機構が返送料を負担する場合でも受託事業者に支払うこととしています。</p>
報告	<p>⑯要項(案)4ページ「⑤調達実績等の報告」につきまして、「受託事業者は、病院毎の月末時点における調達実績を毎月集計し各病院に報告すること。」とございますが、弊社のご購買実績ダウンロード機能を各病院様ご自身にて利用いただく形式での代替は可能かどうか、ご教示いただきたく存じます。 (上記が困難な場合には、機構本部様に対して実績を取り纏めてご報告という形式は可能かどうか、併せてご検討をいただきたく存じます。)</p>	<p>各病院への報告については、Webサイトによるダウンロード機能を使用する方法も可能とするよう、実施要項を変更いたします。</p>
価格改定	<p>⑰要項(案)6ページ「(6)6ヶ月毎の価格改定 口」につきまして、10日以内の価格改定・検討・提出とございますが、お見積もりに際しての諸条件の調査等に時間を要しますため、できる限りお見積り提出までの期間を長く設定いただきたくお願いいたします。 (最低でも3週間程度。品目が確定している場合は、2週間程度での対応は可能でございます。)</p>	<p>品目は確定しているため、価格改定の期間を10日としているところを15日に実施要項を変更いたします。</p>
	<p>⑱要項(案)6ページ「(6)6ヶ月毎の価格改定 ハ」につきまして、「機構本部が受託事業者より提出された商品価格より安価な価格を知り得た場合には、当該品目について受託事業者と交渉を行い合意のうえで、商品価格を改定するものとする。」の部分につきましては、特殊な場合(期中においてのメーカー商品販売価格が大幅に変動する等)を除いて弊社として対応が困難なため、「機構本部が受託事業者より提出された商品価格が、メーカー販売価格の契約期中変更等の理由からより安価な価格を知り得た場合には、当該品目について受託事業者と交渉を行うものとする。」などの旨へと変更いただきたく存じます。 (前提としては、入札において多岐に渡る品目を総合的にご判断のうえ、それぞれの事業者を選定するという認識でありますので、単品で都度最安値への価格改定を実施することは現実的に困難と考えます。)</p>	<p>本事業では、経費の削減を目的とし事業者の選定は総価で決定しますが、購入はカタログによって商品毎に選択する仕組みにしております。さらにその価格は6ヶ月毎に見直し競争することを可能とする仕組みとしております。受託事業者より安価な商品を知り得た場合においては、より安価である事実に着目して価格差と調達の効率性を見比べながら特に必要が認められる時は、まずは受託事業者と交渉を行い、合意できなければ、他の事業者から調達することとなります。</p>

事 項	意 見	ご意見に対する考え方
その他	⑱要項(案)11ページ (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置 ①ーロについて 機密保持契約(NDA)の締結は必要でしょうか	必要な事項については、契約書に記載しますので、個別に機密保持契約(NDA)の締結は予定しておりません。
	⑳実際のWEB画面や発注の流れなどのデモをご覧くださいことをお勧めいたします。 有用な部分や課題などが多く発見できると思います。	平成23年1月のプレゼンテーションの際に、Web画面等のデモをしていただくこととしております。